

愛知県**食品衛生**条例

平成十二年三月二十八日

条例第十号

改正	平成一二年一二月二二日条例第六六号	平成一五年一二月一九日条例第八〇号
	平成一六年七月二日条例第四八号	平成一七年一二月二〇日条例第一〇二号
	平成二〇年一〇月一四日条例第四六号	平成二三年一二月二〇日条例第六二号
	平成二四年一二月二一日条例第七八号	平成二七年三月二四日条例第二七号
	令和二年三月二七日条例第一九号	令和二年十二月十八日条例第六十一号

食品衛生に係る営業の基準に関する条例をここに公布する。

愛知県**食品衛生**条例

(趣旨)

第一条 この条例は、[食品衛生法\(昭和二十二年法律第二百三十三号\)第五十四条](#)及び[食品衛生法施行令\(昭和二十八年政令第二百二十九号\)第八条第一項](#)の規定に基づく基準並びに生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(**食品衛生**検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第二条 [食品衛生法施行令第八条第一項](#)の規定による**食品衛生**検査施設の設備の基準は、[食品衛生法施行規則\(昭和二十三年厚生省令第二十三号\)第三十六条第一項](#)各号に定めるとおりとする。

2 [食品衛生法施行令第八条第一項](#)の規定による**食品衛生**検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

(営業施設の基準)

第三条 [食品衛生法第五十四条](#)の規定による営業の施設についての基準は、食品衛生法施行規則第六十六条の七に定めるとおりとする。ただし、飲食店営業を組立式の店舗その他の簡易な施設により行う場合、魚介類販売業を自動車により行う場合その他特別の理由がある場合であって、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、その一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出)

第四条 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。))であつて、生食用として販売([食品衛生法第五条](#)に規定する販売をいう。以下同じ。)の用に供するものに限る。以下同じ。)を加工し、又は調理して供与する業務を営もうとする者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第五条 前条の規定は、[地域保健法\(昭和二十二年法律第一百一号\)第五条第一項](#)の規定に基づく[政令](#)で定める市の区域については、適用しない。

(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年十二月二十二日条例第六十六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十五年十二月十九日条例第八十号)

この条例は、[食品衛生法](#)等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十五号)附則第一条第三号に定める日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

附 則(平成十六年七月二日条例第四十八号)

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則(平成十七年十二月二十日条例第百二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年十月十四日条例第四十六号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の六の4の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十三年十二月二十日条例第六十二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の愛知県[食品衛生](#)条例(以下「新条例」という。)第四条第一項に規定する業務を営んでいる者は、この条例の施行の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 新条例第四条第二項の規定は、前項の規定について準用する。

4 附則第二項の規定による届出をした者は、新条例第四条第一項の規定による届出をした者とみなす。

附 則(平成二十四年十二月二十一日条例第七十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十七年三月二十四日条例第二十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第二項を削る改正規定及び第六条を第八条とし、第五条の次に二条を加える改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 平成二十七年七月一日

二 別表第一の四の3の改正規定 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行の日(この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日)

(経過措置)

2 前項第一号に掲げる規定の施行の際現に改正後の愛知県食品衛生条例(以下「新条例」という。)第六条各号に掲げる営業を営んでいる者は、平成二十七年七月一日から六十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 新条例第七条の規定は、前項の規定について準用する。

4 附則第二項の規定による届出をした者は、新条例第六条の規定による届出をした者とみなす。

附 則(令和二年三月二十七日条例第十九号)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

2 改正前の愛知県食品衛生条例別表第一の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)附則第五条に規定する期間は、同条に規定する基準として、なおその効力を有する。

別表第一 削除

附 則(令和二年十二月十八日条例第六十一号)

この条例は、令和三年六月一日から施行する。